

入札心得

(目的)

第1条 柳川市の契約に係る競争入札を行う場合並びに柳川市が設置する柳川市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して入札を行う場合（以下「電子入札」という。）における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び柳川市契約事務規則（平成17年規則第49号）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積りに係る入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

3 入札保証金は、現金、銀行が支払いを保証した小切手、国公債等とする。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に入札保証金領収書と引き換えにこれを還付する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、指名通知書又は入札説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において指名通知書又は入札説明書、仕様書、図面、契約書案について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 紙入札により入札を行う者は、入札書を柳川市の様式により作成し、通知書に示した日時までに提出し、電子入札システムにおいて入札を行う者は、入札価格及びくじ番号を登録した入札書を通知書に示した入札書受付締切日時までに、内訳書とともに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札書には、消費税を含まない価格を記入するものとする。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札代理人とすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札の回数は、初度の入札、再度の入札を合わせて3回までとする。ただし、予定価格を事前公表した入札については、入札回数は1回とし、当該入札については地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定にかかわらず、随意契約を行わないものとする。

8 入札参加者は、第1回目の入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事内訳書を必ず提示すること（住所、商号又は名称及び代表者名を記入し、使用印を押印すること）。なお、工事内訳書の提示をしない者は、入札に参加できない。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することが

できる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 電子入札システムにおいて入札を行う場合は、入札書受付締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に、辞退届を電子入札システムにより送信して行う。

3 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、当該入札辞退届を撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 信憑性がある談合情報があった場合で、必要と認められるときは、くじにより指名業者数の3割に当たる者を限度として、入札に参加させないことがある。

（入札の取りやめ等）

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 指名競争入札において、入札参加者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

（入札の無効）

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

(4) 電子入札システムにおいて入札を行う場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、入札者が判明しない入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに談合によると認められる入札

(8) 再度入札の場合で、直前の入札における最低価格以上の金額をもってした入札

(9) 予定価格を事前公表した入札について予定価格を上回る金額の入札をした者の入札

(10) 最低制限価格を事前公表した入札について最低制限価格を下回る金額の入札をした者の入札

- (11) 電子入札対象案件の場合、入札書にくじ番号の記載がない入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

2 無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

(入札書等の取扱い)

第8条 入札参加者は、既に提出した入札書の引換え、変更、取消又は返還を要求できない。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

なお、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用することがある。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせ、電子入札対象案件においては電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を定める。そのため、電子入札対象案件の場合は、書面により入札書を提出する入札参加者においても必ずくじ番号を記載すること。この段階での辞退はできないものとする。

(前払金及び中間前払金)

第11条 契約金額が300万円以上の場合に限り、請負金額の10分の3以内（土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）については10分の4以内）の前払金を請求することができる。ただし、請求書と同時に、公共工事の前払金保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と保証契約を締結し、その保証書を提出しなければならない。

2 前項括弧書きの規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を提出して、請負金額の10分の2以内の中間前払金を請求することができる。

3 前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。

(議会の議決)

第12条 議会の議決を要する契約である場合には、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年柳川市条例第55号）に定めるところにより、議会の議決に付し、議会の議決を得たときに契約を確定させる。

(誓約書の提出)

第13条 落札者は、契約の締結に当たって、建設工事請負契約約款第48条の3第1項各号又は委託契約約款第44条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人とししないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

(契約保証金等)

第14条 落札者は、契約の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第2条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

(契約書等の提出)

第15条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日の翌日（当該翌日が市の休日である場合には、その翌日）から起算して市の休日を除く7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。市の休日とは、(1)日曜日及び土曜日、(2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び(3)1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までをいう。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

工期の厳守について

1 契約締結

発注者及び受注者は、契約内容を両者合意の上で、契約を締結します。

そのため、契約に反する事実が明らかとなった場合は、契約違反となります。

2 工期

工期には、建設現場作業期間はもとより、完成届を提出するための書類整備の期間も含められています。そのため、契約期間満了時には、建設現場の完了はもとより、工事写真等の検査に必要な書類の提出が必要です。

3 工期内未竣工

受注者の責に帰する理由により契約期間内に工事を完成できなかった場合は、請負契約及び法令、規則に基づく処分（違約金徴収、指名停止等）がされる可能性があります。

<p>建設工事請負契約約款第55条に規定する履行遅延の場合における損害金等</p> <p>第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(1) 工期内に工事を完成することができないとき。</p> <p>5 第1項第1号の場合に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額とする。</p>	
<p>柳川市建設工事等指名停止措置要綱第3条に規定する指名停止</p> <p>市長は、建設業者等が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、柳川市指名競争入札参加者選定等委員会における審議の上、情状に応じて、同表の期間の欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。</p> <p>別表第1 事故等に基づく措置基準</p>	
措置要件	期間
(第4号 契約違反) 過失による粗雑工事（市発注工事等に限る。）に係る措置要件に該当する場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から、2週間以上4月以内

入札説明書（電子入札）

- 1 競争入札通知時に配布している「入札心得」を熟読のうえ、入札してください。
- 2 この工事は、入札手続きを電子入札システムで行う電子入札（柳川市契約事務規則（平成17年柳川市規則第49号）第6条第1項第7号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の対象工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）に代えることができます。
- 3 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者（入札及び契約締結の権限を年間委任している場合は、その受任者）のＩＣカードのみです。
- 4 電子入札システムは、市の休日を除く、午前９時から午後８時まで稼動しています。
また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合又は稼働時間を延長する場合は、その旨を柳川市ホームページで公開します。
- 5 電子入札システム操作上の手引書としては、「操作マニュアル」を参考としてください。「操作マニュアル」は、柳川市ホームページでも公開しています。
- 6 入札結果は、公表されるのでご承知おきください。
- 7 落札者は、契約時までに主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書及び現場代理人届を契約検査係まで提出してください。ただし、主任（監理）技術者は当該落札者と3ヶ月以上の雇用関係にあること、現場代理人は当該落札者と直接的雇用関係にあることが必要です。

※ 本市では、地場産業の育成・活性化の推進を行っております。地元企業育成及び地元経済の活性化のため次のことにご協力ください。

- 工事の一部を下請発注する場合は、地元企業者を優先的に使用してください。
- 工事に使用する資材等は、できる限り地元企業者から購入してください。
- 常雇いの労働者で対応できないときは、できる限り地元から雇用してください。

【問い合わせ先】

福岡県柳川市本町87番地1 柳川市役所 総務課 契約検査係

直通電話 0944-77-8415

代表電話 0944-73-8111（内線 8415、8416）

代表FAX 0944-74-1374

建設工事等における予定価格・最低制限価格の公表について

柳川市役所 総務課契約検査係

柳川市では、競争入札に付する市発注の建設工事等について予定価格及び最低制限価格の事前公表を実施します。つきましては、下記の点を十分にご理解のうえ入札に参加されますようよろしくお願いいたします。なお、同時に全ての競争入札に付すものについて工事費内訳書の提出を求めています。

- 1 予定価格及び最低制限価格は「競争入札通知書」に記載しています。
- 2 公表している予定価格及び最低制限価格は消費税及び地方消費税を含んだ金額です。
また、公表した予定価格を超える入札、及び最低制限価格を下回る入札は無効となります。
- 3 入札回数は1回です。
- 4 仕様書配布時に契約検査係がお渡しした「工事費内訳書」にそのまま金額を記入のうえ、見積金額を算出して入札時に提示してください。記入は、黒ボールペンで行ってください。
(電子入札の場合は、データに入力してください。)

提示する「工事費内訳書」は仕様書配布時に契約検査係がお渡ししたものを使用してください。

また、この「工事費内訳書」の提示をされない方は入札に参加できません。

なお、この際「工事費内訳書」の見積金額と入札金額は基本的には一致すべきものとしませんが、一致していないことを理由に入札無効にはなりません。

- 5 「工事費内訳書」は、本工事費内訳書の全ての単価及び金額を記載ください。なお、記載にあたっては、次の事項に注意してください。
 - (1) 「消費税相当額」及び「本工事費」欄は記載する必要はありません。
 - (2) 数量が「一式」と記載されている箇所は、単価は記載する必要はありません。
- 6 「工事費内訳書」の表紙(1枚目)に会社名を明記し、押印してください。(電子入札の場合、押印は不要です。)
- 7 「工事費内訳書」を電子入札にて提出する場合、ファイル名に環境依存文字を使用しないで下さい(「工事費内訳書」を確認出来なくなる可能性があります。)
- 8 そのほか添付している「入札心得書」をよくお読みのうえ、入札に参加してください。

留 意 事 項

この工事が他に発生する同一工事区域内の工事、又は工事区域が近接する工事と工期が重複する場合で、同一業者が落札したときは、契約締結後設計変更により共通仮設費、現場管理費、一般管理費を調整する。

柳川市発注工事からの暴力団関係事業者の排除について

本市は、柳川市暴力団等追放推進条例（平成21年柳川市条例第3号）に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団関係事業者（建設工事請負契約約款第48条の3第1項各号又は委託契約約款第44条の3第1項各号に該当する者。以下同じ。）について、入札、契約からの排除を徹底し、市発注工事から暴力団関係事業者の排除をより徹底するため、排除対象を全ての下請業者まで拡大しているところです。

つきましては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、本市との契約締結にあたってはご留意願います。

記

1 暴力団と関係のある下請負人の使用禁止

暴力団関係事業者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としてはならないこととします。

また、暴力団関係事業者を下請負人としていた場合、市は元請業者に対し当該下請契約の解除を求めることができることとします。

なお、元請業者が正当な理由がなく市からの当該下請契約解除の求めに従わなかったときは、市は元請業者との契約を解除することができることとします。

2 「誓約書」の提出

建設工事請負契約約款又は委託契約約款に規定する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、認識したうえで、了解したことを誓約する旨の「誓約書」の提出を契約締結の条件とするので、入札に際しては、別紙「誓約書」を熟読の上、入札に臨んでください。

3 「施工体制台帳」の作成・提出

公共工事については、下請契約を締結する全ての元請業者が、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となります。

誓 約 書

令和 年 月 日

柳川市長 殿

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、柳川市が柳川市暴力団等追放推進条例（平成21年柳川市条例第3号）に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 建設工事請負契約約款第48条の3（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成17年柳川市告示第14号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人としません。
- 4 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人としていて、柳川市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※ 下請負人とは、一次及び二次下請以降全ての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方をいう。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認ください。

○暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<建設工事請負契約約款抜粋（暴力団排除条項）>

第48条の3 発注者は、関係行政機関からの通報、情報提供等に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、この契約の解除により受注者に損害があっても、発注者は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力団員となっているとき。
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、この契約の解除により受注者に損害があっても、発注者は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

（下請負人に係る制限等）

第7条の2 受注者は、柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成17年柳川市告示第14号）に基づく指名停止の措置を受けている者又は第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。

- 2 受注者が、第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約の解除（受注者が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
- 3 前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害及び当該解除等がされたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

内訳書の無効要件について

国土交通省九州地方整備局と同様に、提出された内訳書が下表に該当すると認められる場合、電子入札については、当該内訳書を提出した業者の入札を無効入札とし、紙入札については、当該業者は入札参加できません。

類型	No.	未提出又は不備とされる場合
1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合 (電子入札の場合は除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書及び指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合